

(お知らせ)

令和2年9月29日

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部
〔 担当：京都市行財政局財政部財政課 〕
〔 電話：075-222-3293 〕

令和2年10月1日以降の本市所管施設の御利用について

現在、本市所管施設については、施設により収容率や人数上限といった一定の制約を残すものの、国の基本的対処方針を踏まえた新型コロナウイルス感染拡大予防に関する業種ごとのガイドライン等に基づき、適切な感染防止策を講じることを前提として、可能な限り御利用いただきたいと考えております。

是非とも、感染拡大防止に最大限留意しつつ、積極的な施設利用の御検討をお願いします。

なお、以下の予約条件を満たす本市所管施設の利用予約については、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず利用予約をキャンセルする場合、既に納入された使用料又は利用料金を全額還付（未納の場合は納入を求めない）できる場合がありますので、各施設にお問い合わせください。

記

1 対象となる予約条件について

次の①、②、③、④をすべて満たす場合

- ① 令和2年10月1日（木）から令和3年3月31日（水）までの利用予約（令和3年度以降の利用予約は対象外）
- ② 令和2年4月10日（金）時点で利用の申出（予約の申し込み）がされている
- ③ 利用日変更、延期などキャンセルによらない対応ができない場合
- ④ 令和2年12月末（年内の施設利用最終日）までにキャンセルの手続きが完了している

2 その他

上記の予約条件のいずれかひとつでも満たさない利用予約については、各施設の利用規定に基づくキャンセル対応を行います。